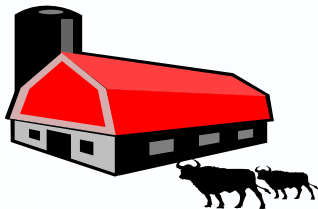


○ 家畜伝染病予防法に基づく飼養衛生管理基準の設定

- ・農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準(飼養衛生管理基準)を定めるとともに、家畜の所有者に当該基準の遵守を義務付け。
- ・飼養衛生管理の徹底は、食品の安全性を確保するための生産段階における取り組みともなる。

○ 家畜の飼養衛生管理基準の設定

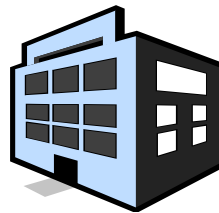
衛生管理を徹底することで疾病を予防



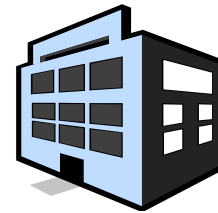
生産農場

(家畜伝染病予防法)

- 1 畜舎や器具の清掃、消毒
- 2 畜舎に出入りする際の手指、作業衣等の消毒
- 3 飼料や水への排せつ物等の混入防止
- 4 導入家畜の隔離
- 5 人や車両の出入り制限・消毒
- 6 野生動物や害虫の侵入防止
- 7 出荷の際の家畜の健康確認
- 8 異常家畜の早期発見・早期受診
- 9 過密な状態での家畜の飼養回避
- 10 伝染病に関する知識の習得



と畜場・食鳥処理場



食肉・食鳥処理・加工場



卸売・小売業者



消費者

食品供給行程の各段階における適切な措置により食品の安全性を確保
(と畜場法・食品衛生法)

- 病畜の廃棄(全部又は一部)
- 枝肉の微生物汚染・増殖防止

- 枝肉・部分肉・加工品の微生物汚染・増殖防止

衛生管理の向上

家畜の飼養者が家畜の衛生管理の方法に関し遵守すべき最低限の基準

指導
助言

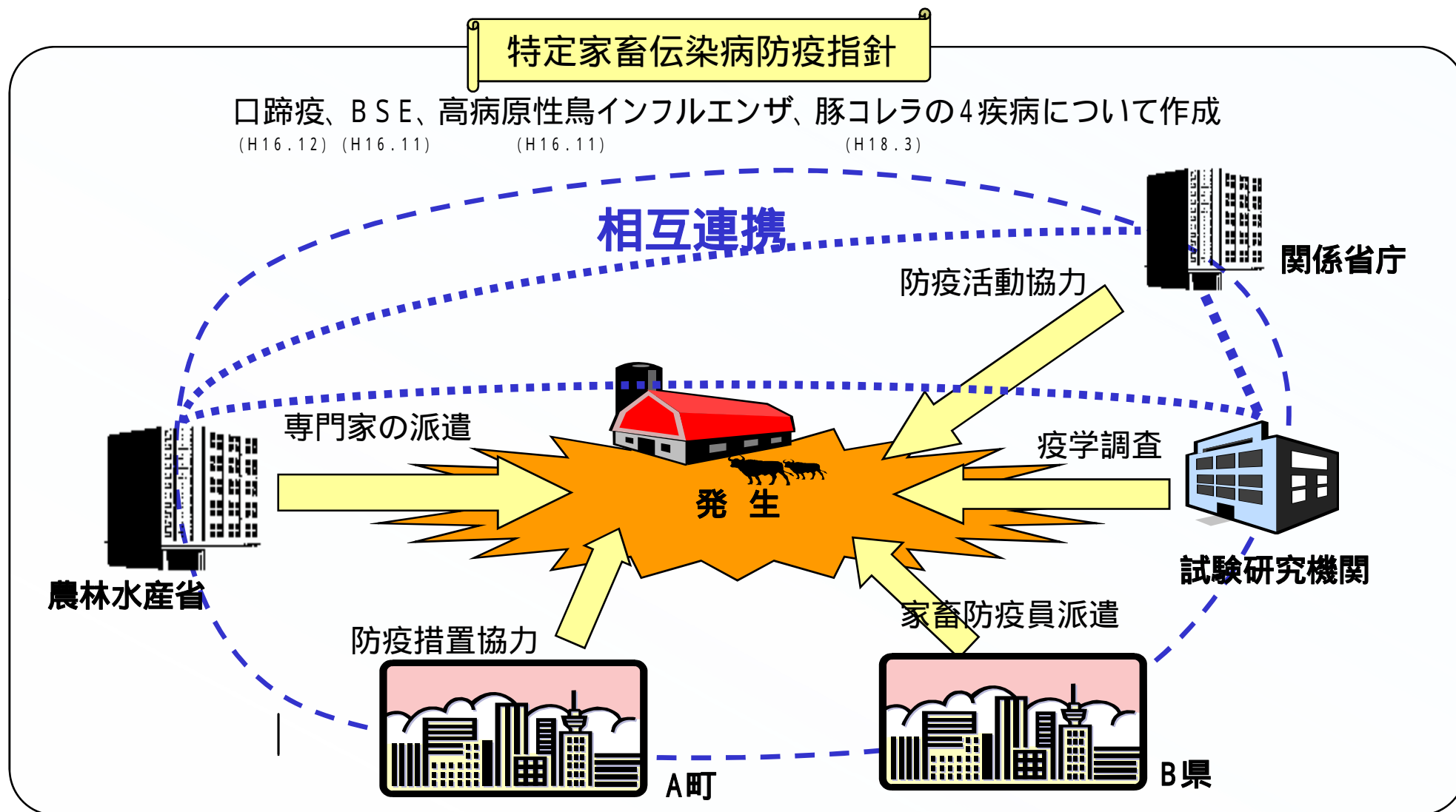
勧
告

命
令

罰
則

○ 家畜伝染病予防法に基づく特定家畜伝染病防疫指針の作成

- ・ 従来から、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止については、国がその対応方針を都道府県に通知。
- ・ 特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要のある家畜伝染病に関して、国、地方公共団体、関係機関等が連携して取り組む防疫措置のための指針(特定家畜伝染病防疫指針)を作成。



動物検疫の取組み

(1) 目的

家畜伝染病予防法に基づく家畜の伝染性疾患の侵入防止。

狂犬病予防法や感染症法に基づく狂犬病等の人獣共通感染症の侵入防止。

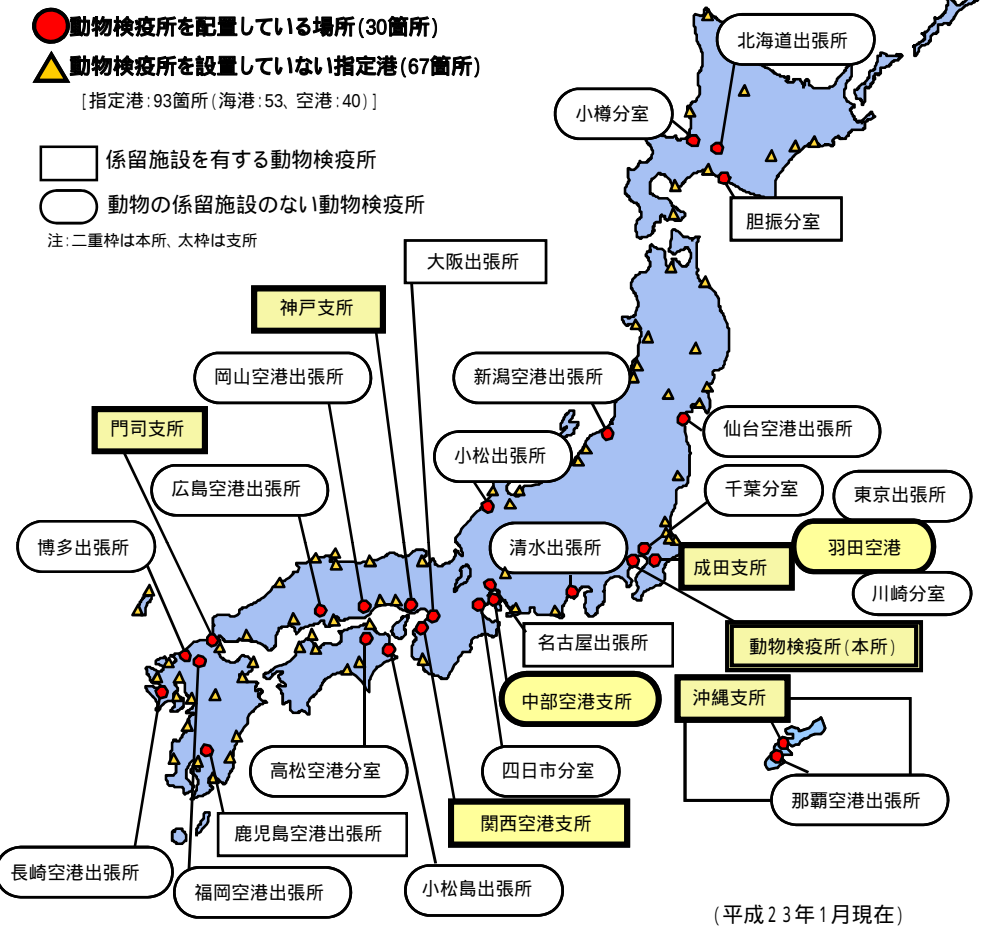
水産資源保護法に基づく水産動物の伝染性疾患の侵入防止。

(2) 体制

動物衛生課において海外情報を収集し、輸入禁止措置、輸入時の衛生条件等の設定、対日輸出施設の査察等を企画、実施。

動物検疫所(横浜に本所、全国に7支所、16出張所を設置し、356人の家畜防疫官を配置)において、「家畜伝染病予防法」等に基づき指定された港及び空港において輸出入動物及び畜産物等の検査及び検査に基づく措置を実施。

【動物検疫所の配置と指定港】



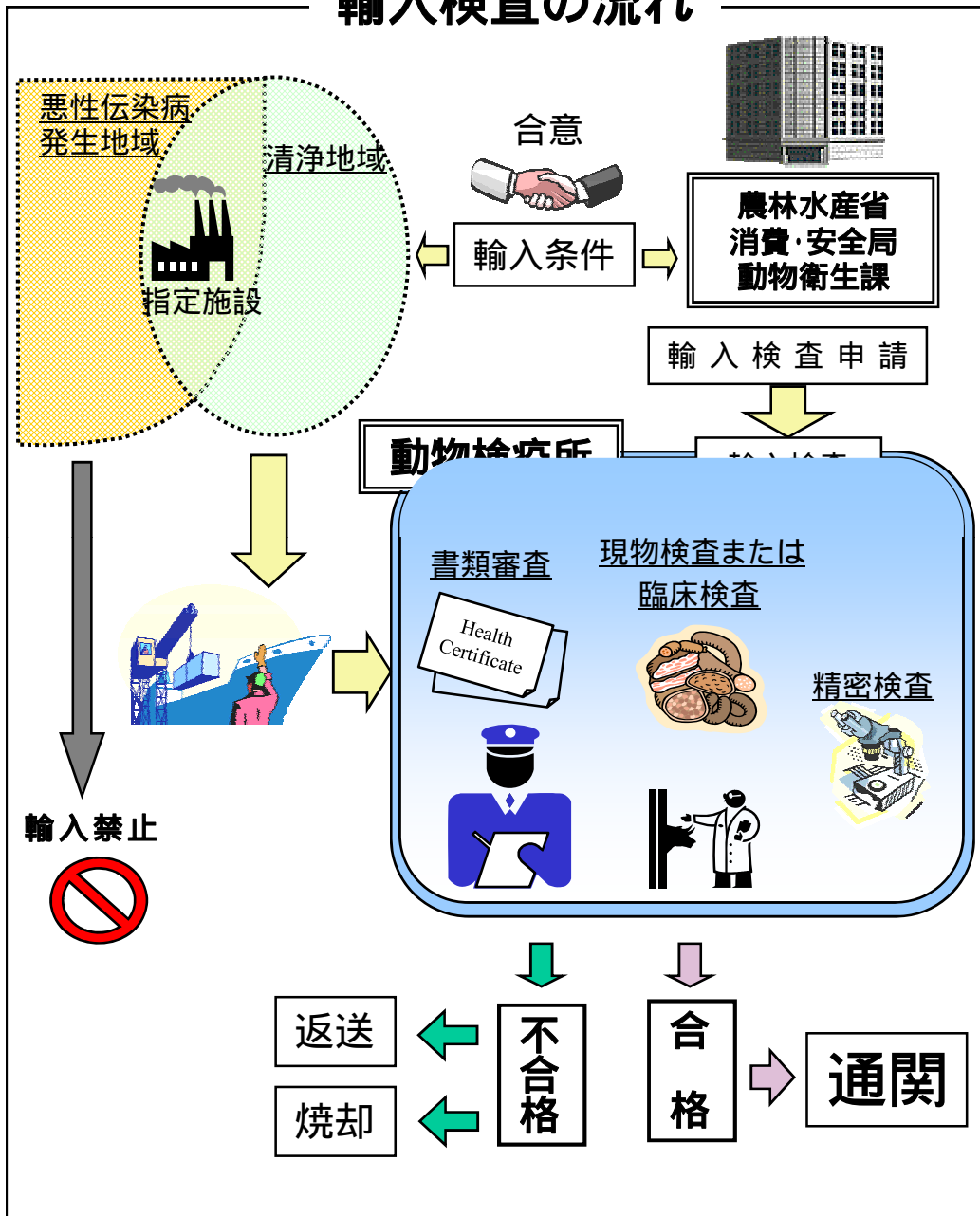
【家畜防疫官数、機関数の推移】

年度(平成)	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年
家畜防疫官数(人)	299	312	319	326	337	345	356
機関数(か所)	24	24	24	24	24	24	24

注:定員は年度末定員。

動物検疫のしくみ

輸入検査の流れ



○ 検疫の対象となる動物のけい留期間

	輸入	輸出
牛・豚などの偶蹄類の動物	15日	7日
馬	10日	5日
鶏、うずら、きじ、ダチョウ、 ほろほろ鳥、七面鳥及びかも類	10日	2日
初生ひな	14日	2日
犬等	12時間以内 ～180日	12時間以内
猿	30日	*
兔など上記以外の動物	1日	1日

* 法的規制なし

○ 検疫の対象となる畜産物(上記動物由来)等

- (1) 卵
- (2) 骨、肉、脂肪、血液、皮、毛、羽、角、蹄、腱、臓器
- (3) 骨粉、肉粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉、臓器粉
- (4) 生乳、精液、受精卵、未受精卵、糞、尿
- (5) ハム、ソーセージ、ベーコン
- (6) 穀物のわら及び飼料用の乾草

動物衛生課

動物衛生課の組織

消費・安全局

動物衛生課

国際衛生対策室

- ・防疫企画班
- ・防疫業務班
- ・検疫企画班
- ・検疫業務班
- ・国際衛生企画班
- ・国際獣疫班
- ・リスク分析班

動物衛生課 関係法令

法律名	概要
家畜伝染病予防法	家畜の伝染性疾病的発生予防、家畜伝染病のまん延防止、輸出入検疫等により、畜産の振興を図る。
狂犬病予防法	狂犬病の発生の予防、撲滅等により、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図る。
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関し必要な措置を定めることにより、感染症の発生予防、まん延防止を図り、公衆衛生の向上及び増進を図る。
家畜保健衛生所法	家畜の伝染病の予防、家畜の保健衛生上必要な試験及び検査に関する事務等を行うことにより、地方における家畜衛生の向上を図り畜産の振興に資する。
牛海綿状脳症対策特別措置法	BSEの発生予防、まん延防止のための特別措置を定めること等により、安全な牛肉の安定的な供給体制を確立し、もって国民の健康保護及び生産者、関連事業者等の健全な発展を図る。